

令和 7 年度ICTツール導入支援業務
企画提案競技実施要領

令和 7 年 1 1 月

宮崎県総合政策部デジタル推進課

1 趣旨

本要領は、本県の令和7年度ICTツール導入支援業務の委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度ICTツール導入支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度ICTツール導入支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 予算上限額：14,841,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は精算払いを予定している。

4 事務を担当する部局

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7045 FAX：0985-32-4452

電子メール：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布元及び配布期間

(1) 配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 契約書案

(2) 配布元 4の場所

(3) 配布期間 令和7年11月7日（金）から令和7年11月25日（火）まで

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードができる。

【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種である者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者

(4) 法令違反等による処分が継続していない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法

- (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 18 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (8) 県税に未納がない者

7 スケジュール (予定)

- (1) 公 告 令和 7 年 11 月 7 日 (金)
- (2) 参加申込書受付期限 令和 7 年 11 月 14 日 (金)
- (3) 質 問 書 受 付 期 限 令和 7 年 11 月 14 日 (金)
- (4) 企画提案書提出期限 令和 7 年 11 月 25 日 (火)
- (5) 審 査 令和 7 年 11 月 28 日 (金)
- (6) 審査結果通知 (予定) 令和 7 年 12 月 1 日 (月)

8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 4 の場所
- (2) 提出期限 令和 7 年 11 月 14 日 (金) 午後 5 時まで (郵送であっても必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
- ア 企画提案競技参加申込書 (様式第 1 号)
 - イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状 (様式第 2 号)
- (5) その他
- ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に原本を提出すること。
 - イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、県デジタル推進課から電話確認の連絡を行うので、申込み日翌日 (土曜日、日曜日を除く。) までに連絡が無い場合にはデジタル推進課に問い合わせること。
- (令和 7 年 11 月 14 日 (金) に参加申込書を提出した者は、当日中にデジタル推進課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。)
- ウ 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届 (様式第 3 号) を持参又は郵送により提出すること。ただし、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
- なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 質問及び回答

- (1) 質問
- ア 質問の提出方法
- 本業務に関し質問がある場合は、質問書 (様式第 4 号) を以下により提出すること。
- (ア) 提出方法は電子メール (アドレス: digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp) とすること。
 - (イ) 件名は「令和 7 年度 ICT ツール導入支援業務」とすること。

イ 受付期限

令和 7 年11月14日（金）午後 5 時まで

(2) 回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土曜日、日曜日を除く原則 2 日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答するものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書

ア 審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を10部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

イ A 4 判の大きさを作成し、20ページ程度にまとめること。必要であれば、A 3 判を折りたたんで使用しても良い。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。

エ 日本語で表記すること。（専門用語については、必要に応じて用語解説を添付）

オ 通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(2) 見積書

ア 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(3) 提出期限

令和 7 年11月25日（火）午後 5 時まで

※ 4 の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。ただし、送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※提出された企画提案書及び見積書は、提出後、内容を変更できない。

11 審査

審査は「令和 7 年度ICTツール導入支援業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は原則として次のとおり実施する。

ア 審査方法

企画提案競技参加者が、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

イ 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

ウ 場所及び審査実施方法

現地・オンラインで実施

※企画提案競技参加申込書で現地、オンラインのいずれかを選択する。

オンラインの場合、原則、Teamsを利用するものとする。

※審査の詳細は、令和 7 年 11 月 26 日までに電子メールで通知する。

エ 選定期

令和7年11月28日（金）実施予定

オ 時間

説明時間20分以内、質疑10分程度とする。

カ 説明者

主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者とする。

キ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

12 契約

- (1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は6の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。